

名 称	主たる事務所の所在地	旅 程 管 理 研 修 の 種 類
社団法人日本旅行業協会	東京都千代田区霞が関三丁目三番三号全日通霞が関ビル	一般旅行業務旅程管理指定研修及び国内旅行業務旅程管理指定研修
社団法人全国旅行業協会	東京都港区虎ノ門四丁目一番二番十号田中山ビル	国内旅行業務旅程管理指定研修
社団法人日本添乗サービス協会	東京都港区芝公園二丁目十一番十七号朝井ビル四階	一般旅行業務旅程管理指定研修及び国内旅行業務旅程管理指定研修
社団法人全国農協観光協会	東京都千代田区外神田一丁目十六番八号	一般旅行業務旅程管理指定研修及び国内旅行業務旅程管理指定研修

2 指定旅程管理研修機関のうち、前項に規定する者以外の者の名称及び主たる事務所の所在地並びに旅程管理研修の種類は、国土交通大臣が官報で告示する。

第三十七条の二第二項を削る。

第五十一条第二項を次のように改める。

2 法第二十五条の二第一項の規定により試験事務を実施する旅行業協会の名称及び主たる事務所の所在地並びに試験事務を行う事務所の所在地は、次のとおりとする。

名 称	主たる事務所の所在地	試験事務を行う事務所の所在地
社団法人日本旅行業協会	東京都千代田区霞が関三丁目三番三号全日通霞が関ビル	東京都千代田区霞が関三丁目三番三号全日通霞が関ビル
社団法人全国旅行業協会	東京都港区虎ノ門四丁目一番二番十号田中山ビル	東京都港区虎ノ門四丁目一番二十号田中山ビル

第五十二条第二項を削る。

(国際観光ホテル整備法施行規則の一部改正)

第八条 国際観光ホテル整備法施行規則（平成五年運輸省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三十条を次のように改める。

(公示)

第三十条 指定登録機関の名称及び住所、指定登録機関が行う登録事務の範囲、登録事務を行う事務所の所在地並びに登録事務の開始の日は、次のとおりとする。

名 称	住 所	登録事務の範囲	登録事務を行う事務所の所在地	登録事務の開始の日
社団法人日本観光協会	東京都千代田区丸の内一丁目八番三号	法第十九条第一項に規定する事務	東京都千代田区丸の内一丁目八番三号	平成五年四月十五日

2 法第二十八条第二項の公示（登録事務の全部又は一部の廃止の許可に係るものを除く）、法第二十九条第三項の公示（指定の取消しに係るものを除く）及び法第三十条第二項の公示は、官報で告示することによって行う。

(不動産の鑑定評価に関する法律施行規則の一部改正)

第九条 不動産の鑑定評価に関する法律施行規則（昭和三十九年建設省令第九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二に次の一号を加える。

三 申請の日から起算し二年前の日の属する事業年度及び申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の事業実績の概要を記載した書面

第二条第一項中「実務補習を行なうについて適當である」を「次に掲げる基準に適合する」に改め、同項に次の各号を加える。

一 実務補習を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
二 実務補習の実施要領が実務補習の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
三 実務補習以外の事業を行つていない場合には、その事業を行つることによつて実務補習が不公平になるおそれがないこと。

第二条第二項中「するとともに、官報で公告」を削り、同条に次の一項を加える。

4 第一項の規定により認定を受けた者（以下この章において「実務補習機関」という。）の名称及び主たる事務所の所在地は、次のとおりとする。

名 称	主たる事務所の所在地
社団法人日本不動産鑑定協会	東京都港区虎ノ門三丁目十一番十五号

第三条第一項中「前条第一項の規定により認定を受けた者（以下この章において「実務補習機関」という。）を「実務補習機関」に改め、同条第二項中「するとともに、官報で公告」を削る。

(河川法施行規則の一部改正)

第十条 河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の次に次の一条を加える。

(管理主任技術者の資格を有する者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者)

第二十七条の二 令第三十二条第三号の規定により同条第一号又は第二号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。

一 国土交通大臣の定める要件を満たし、かつ、ダム管理に必要な知識及び技能を確認するための試験で国土交通大臣が指定するものに合格した者
二 国土交通大臣の定める要件を満たし、かつ、ダムの管理に必要な知識及び技能を修得するための研修で国土交通大臣が指定するものを修了した者
三 前二号に規定する者のほか、国土交通大臣が令第三十二条第一号又は第二号に規定する者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

2 前項第一号又は第二号の規定による試験又は研修（以下「試験等」という。）の指定は、それぞれ次に掲げる基準に適合すると認められる者が実施する試験等について行う。

一 職員、試験等の実施の方法その他の事項についての試験等の実施に関する計画が試験等の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験等の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

三 試験等以外の業務を行つていない場合には、その業務を行うことによつて試験等が不公平になるおそれがないこと。

3 第一項第一号の規定による指定を受けた試験を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに試験の名称は、次のとおりとする。

試験を実施する者			試験の名称
名 称	主たる事務所の所在地		
財団法人ダム水源環境整備センター	東京都千代田区麹町二丁目十四番二号	ダム管理技術士試験	

4 第一項第二号の規定による指定を受けた研修を実施する者の名称及び主たる事務所の所在地並びに研修の名称は、次のとおりとする。